

急転した国税通則法「改正」法案

政府、納税者権利憲章制定見送り、事前通知条項等を削除して上程

国税通則法改正問題は2011年6月8日のいわゆる3党合意で「引き続き協議」となっていた。驚くことに民主党税調のトップは閉会中に野党と実務者レベルの密談を行い、10月7日の民主党税調役員会で会長一任をとりつけた。政府税調はその内容をそのまま受け入れ、「国税通則法改正法案について」と題するメモを提示した。そして、10月20日からはじめた第三次補正予算のための臨時国会に提出するとしている(文責、湖東京至)。

見送り(削除)された条項、骨抜きになりいっそう後退に

政府税調案によれば、当初の政府案から削除した条項は以下のとおり。

- ① 文書による事前通知(反面調査先を含む)を行わないこと。口頭による事前通知を行うとしたうえ、事前通知をしない例外規定は当初案のとおり法制化すること。
- ② 修正申告に必要な文書による調査結果通知を行わないこと。
- ③ 納税者権利憲章の策定を見送ること。国税通則法第1条(目的)にあった「国民の権利利益の保護を図りつつ」の文言をはずし、現行法第1条のままとすること。
- ④ 国税通則法の名称を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に変えるとした当初案を撤回し、国税通則法のままとすること。

残された条項、すべて納税者の義務強化に

一方、当初案にあった納税者の義務を強化する以下の条項は残すとしている。

- ① 帳簿・書類等の提示・提出義務を課すこと。しかも提示・提出または偽りの帳簿等を提出した場合は、懲役1年以下又は50万円以下の罰則を科すとしている。
- ② 提出した帳簿・物件等を税務官署内に「留置く」ことができること。
- ③ 更正処分のできる期間を3年から5年に延長すること。当然、調査期間も3年から5年に延長される。
- ④ すべての更正処分に理由附記をするかわりに、所得300万円以下の零細な白色申告事業者に記帳義務を課すこと。つまり、すべての事業者に記帳義務を課すこと。
- ⑤ 「修正申告の勧奨」を法制化すること。

(詳細は同封した別紙A3比較一覧表参照)

「実をとった」という民主党幹部のいいわけ

なお、民主党税調会長代理中野寛成氏は、「更正の請求の請求期間の延長や理由附記など、納税者の権利を具現化する事項を早期に実施することによって、納税環境整備が相当前進

する、いわば、**実がとれる**との判断にたつて……」野党に妥協したという（2011年10月11日政府税調での発言）。

しかし、これは税務調査の現場を知らない者のいいわけである。**更正の請求期間**が1年から5年に延びたとしても、更正の請求を提出すれば必ず税務調査がある。その調査によって「偽りの記載」があるとされれば、懲役1年以下又は50万円以下の罰金が科される。実際には罰則をちらつかせながら「取り下げてください」ということになる。罰則付きでは恐ろしくて更正の請求を出すことができない。つまり、罰則規定を除外しない限り、この規定は納税者の権利拡充にはならないのである。

理由附記についても、現場ではしつこく修正申告の勧奨を行っており、「修正申告に応じれば50万円でもいいが、更正処分ということになるともっと徹底的に調査し、追徴税金も増えることとなりますよ。」とおどす。被調査者はできるだけ早く調査を終わらせたいと願うから、ほとんどの場合修正申告に応じてしまう。修正申告をとれば理由附記はいらなくなるから、「画に書いた餅」である。加えて白色申告者に対してはたとえ帳簿があつたとしても、推計課税を行うことができることとなっており、この規定は改正されない。推計課税の際記載される理由は「同業者比準」であり話にならない。

要するに、民主党幹部が「実を取った」という中身は、課税庁にとって痛くも痒くもないものであり、自民党が譲ったとしても課税庁は何の不利益をも受けないのである。

臨時国会で成立させず廃案に追い込もう

政府・民主等は開会中の臨時国会で震災関連三次補正関連法案と合わせて国税通則法改正法案も成立させるとしている。10月27日の朝日新聞によれば、「野党が予算と関係の薄い法案が紛れ込んでいると批判」しているという。国税通則法は補正予算と関係ない法案であり、あわてて成立させる必要はない。しかも、前述したように何一つ納税者の権利保護に有益な内容がなく、現状より納税者の義務が強化されるものとなっている。今次臨時国会には震災復興関連の重要案件が山積しており、拙速な審議で国税通則法改正法案成立させる必要はまったくない。

民主党内にも今次提出の政府税調案に反発する声もある。TPP問題と同様、民主党内を二分するまでになれば廃案になる可能性は少なくない。TCフォーラムは各種団体に対し今次法案に反対してもらおう呼びかけを行う。すでに、東京税理士政治連盟が会長談話を出し、そのなかで「納税者権利憲章制定見送りはきわめて遺憾」としている。また、自由法曹団は10月22日、「納税者の権利保障の放棄に**抗議**する決議」を行っている。さらに、日本租税理論学会も決議を行うよう準備している。

運動を「廃案」にしぼり、廃案に追い込むために活動を展開していく。

11月11日（金曜）、廃案を目指して国会内緊急集会開催

TCフォーラムは国税通則法「改正」法案の上程を止めさせ、仮に上程されたとしてもその廃案を目指して緊急に国会内で集会を開催します。開催要領は別紙（緑色）のとおりです。集会規模は100名ですので、会員の皆さんの積極的な参加をお待ちしています。当日は12時30分から1時まで参議院議員会館入口にてTCフォーラムの看板を持った役員が通行タグをお渡しします。